

（道路の位置の指定申請等）

- 第11条** 省令第9条に規定する申請書は道路の位置の指定（変更・廃止）申請書（様式第6号）とし、同条に規定する承諾書は道路の位置の指定（変更・廃止）承諾書（様式第7号）とする。
- 2 法第42条第1項第5号に規定する位置の指定を受けた道路の位置を変更し、又は廃止しようとする者は、道路の位置の指定（変更・廃止）申請書正副2通を知事に提出しなければならない。
- 3 道路の位置の指定（変更・廃止）申請書には、省令第9条に規定する図書のほか、次に掲げる図書を添付しなければならない。
- （1）道路の横断面図（縮尺20分の1以上）
  - （2）既存の道路との接続部分の縦断面図（縮尺20分の1以上）
  - （3）既存の袋地状の道路を延長する場合は、その道路の現況図及び道路の縦断面図（勾配の判定できる図面。縮尺300分の1以上）
  - （4）道路を利用して敷地となる土地の敷地割図（縮尺300分の1以上）及びその敷地の面積表
  - （5）道路及び敷地の排水に必要な側溝（こう）、街渠（きよ）等の配置図（縮尺300分の1以上）及び構造図（縮尺20分の1以上）
  - （6）当該申請に係る承諾者の印鑑登録証明書並びに道路の敷地となる土地及びその土地にある建物の登記事項証明書
  - （7）位置の指定を受けた道路に接する敷地所有者の印鑑登録証明書を添えた承諾書（前項の場合に限る。）
  - （8）その他知事が必要と認める図書
- 4 省令第10条に規定する通知は、道路の位置の指定（変更・廃止）通知書（様式第8号）に道路の位置の指定（変更・廃止）申請書の副本を添えて行うものとする。
- 5 知事は、第2項の申請に基づいて道路の位置を変更し、又は廃止したときは、その旨を公告し、かつ、道路の位置の指定（変更・廃止）通知書に道路の位置の指定（変更・廃止）申請書の副本を添えて申請者に通知するものとする。